

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2023年9月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「ポータビリティ①離転職に伴うポータビリティ（確定拠出年金間）」です。

第12講 「ポータビリティ①離転職に伴うポータビリティ（確定拠出年金間）」 （確定拠出年金法第80条 ほか）

ポータビリティとは、「資産の移換」つまり持ち運びができることをいいます。

一般的には、離転職に伴う資産の持ち運びを意味することが多いようですが、確定拠出年金法では、離転職に伴うポータビリティのほかに制度移行に伴うポータビリティに関する規定も設けられています。また、便宜上「離転職に伴うポータビリティ」と名付けられていますが、正確には、加入者資格の取得・喪失に伴う個人単位での資産の移換であり、必ずしも離転職のみを対象とするものではありません。例えば、出向や制度終了に際し、離転職に伴うポータビリティの規定の適用により資産を移換することが可能な場合もあります。今回は、離転職に伴うポータビリティのうち、確定拠出年金間におけるもの（自動移換を除く）に関する規定について説明します。

確定拠出年金間における離転職に伴うポータビリティに関する規定としては、確定拠出年金法第80条（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）、第82条（個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換）などがあります。まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第80条（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第1項 次の各号に掲げる者（略）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、その個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該各号に定める者は、当該申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

第1号 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者 乙企業型年金の資産管理機関

第2号 個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者 連合会

第2項以下 （略）

確定拠出年金法第82条（個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換）

第1項 企業型年金の企業型年金加入者であった者（略）が連合会に対し、その個人別管理資産の移換の申出をした場合であって、当該移換の申出と同時に第62条第1項若しくは第64条第2項の規定による申出をしたとき、又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者であるときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

第2項 （略）

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第 80 条は、企業型年金への移換に関する規定です。第 1 項は、企業型年金への移換に関する原則的な取扱いが定められており、企業型年金加入者となった者に他の企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がある場合は、当該企業型年金の加入者は、加入している企業型年金の記録関連運営管理機関等に対して申出をすることにより、個人別管理資産を加入している企業型年金に移換することができます。

この規定をはじめとして、個人別管理資産の移換は原則として加入者等の「申出」により行われます。これは、企業型年金と個人型年金に同時加入できることや、確定給付企業年金への移換も可能であることなどにより、移換の選択肢が複数あるケースが想定されるからです。

従って、転職先で企業型年金の加入者となった場合でも、新たに加入した企業型年金に個人別管理資産を移換しない選択、例えば転職前に加入していた企業型年金の個人別管理資産を個人型年金に移換する選択や、個人型年金の個人別管理資産をそのまま個人別管理資産に残す選択も可能です。

また、個人型年金からの移換については離転職のタイミングに限らず申出ができます。これに対し、企業型年金からの移換は、企業型年金の運用指図者となる場合を除き、加入者資格を喪失した日の属する月の翌月から 6 か月以内に申出をしないと自動移換が行われず（第 14 講参照）。

なお、企業型年金に個人別管理資産が移換された場合は、第 4 項により、移換先の企業型年金の記録関連運営管理機関はその旨を移換された者に通知しなければなりません。

次に確定拠出年金法第 82 条を見てみましょう。第 82 条は個人型年金への移換に関する規定です。

第 1 項には、企業型年金加入者であった者は、国民年金基金連合会に個人別管理資産の移換を申し出ることができることが定められています。また、移換の申出を行う場合は、同時に個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者となることについて申出をするか、あるいは、現に個人型年金加入者又は運用指図者である必要があります。条文中の「第 62 条第 1 項の規定による申出」は個人型年金加入者となることの申出、「第 64 条第 2 項の規定による申出」は個人型年金運用指図者となることの申出です（第 1 講、第 22 講参照）。

また、企業型年金への移行と同様に、個人型年金個人別管理資産が移換された場合は、第 2 項により、国民年金基金連合会はその旨を移換された者に通知しなければなりません。

このように、確定拠出年金間のポータビリティでは、移換先（企業型年金に移換する場合は当該企業型年金の記録関連運営管理機関、個人型年金に移換する場合は国民年金基金）に移換の申出を行います。これに対し他制度間の離転職に伴うポータビリティでは、移換元に移換の申出を行います（第 13 講参照）。

今回は、「ポータビリティ②離転職に伴うポータビリティ（他制度間）」です。

※記載内容は 2023 年 9 月 1 日現在の法令に基づくものです。